

第2期志賀町国土強靱化地域計画の策定について

改定の趣旨

石川県において、県の強靱化に関する取組の方向性を示す指針として、「石川県強靱化計画」を策定し、令和8年3月に改定されました。

本町においても、大規模自然災害が発生し被害を受けた場合でも、可能な限り被害を最小化し、迅速に回復することができるよう、「強くしなやかなまち」をつくりあげるために、強靱化に関する指針となる計画として、令和3年3月に志賀町国土強靱化地域計画を策定しました。

志賀町国土強靱化地域計画については、令和6年能登半島地震等の教訓を踏まえ、計画内容の更新を検討し、計画期間の終了に伴い改定します。

計画の位置づけ

本計画は、基本法第13条の規定に基づき、国の基本計画や石川県強靱化計画との調整を図るとともに、本町における国土強靱化に関する施策を総合的かつ計画的に推進するため、他の分野別の計画の指針となる計画です。

計画の期間

令和8年度から令和12年度までの5年間とします。

基本目標

いかなる自然災害等が発生しようとも、以下の4項目を基本目標として、強靱化の取組を推進します。

- ① 人命の保護が最大限図られること
- ② 社会の重要な機能が致命的な障害を受けず維持されること
- ③ 町民の財産及び公共施設に係る被害の最小化
- ④ 迅速な復旧復興

事前に備えるべき目標

基本目標を達成するため、事前に備えるべき目標として、以下の8項目を設定します。

- ① あらゆる自然災害に対し、直接死を最大限防ぐ
- ② 救助・救急、医療活動が迅速に行われるとともに、被災者等の健康・避難生活環境を確実に確保することにより、関連死を最大限防ぐ
- ③ 必要不可欠な行政機能を確保する
- ④ 必要不可欠な情報通信機能・情報サービスを確保する
- ⑤ 経済活動を機能不全に陥らせない
- ⑥ ライフライン、燃料供給関連施設、交通網等の被害を最小限に留めるとともに、早期に復旧させる
- ⑦ 制御不能な複合災害・二次災害を発生させない
- ⑧ 地域社会・経済が迅速かつ従前より強靱な姿で復興できる条件を整備する

優先的に取り組む施策

限られた資源で効率的・効果的に「強さ」と「しなやかさ」を兼ね備えた、より安全・安心な志賀町の国土強靱化を推進するためには、各種施策の優先順位を明確にして、優先順位の高い施策を重点的に進める必要があります。

令和6年能登半島地震等の教訓を踏まえ、事前に備えるべき目標すべてに対し優先的に取り組む施策を位置づけることにより、志賀町の国土強靱化を総合的かつ効果的に実現していくものとします。各事前に備えるべき目標に対し優先的に取り組む施策を下表に整理します。

事前に備えるべき目標		優先的に取り組む施策【対応リスクシナリオ】
1	あらゆる自然災害に対し、直接死を最大限防ぐ	●住宅・建築物の耐震化等【1-1】
		●公共施設等の耐震化【1-1】
2	救助・救急、医療活動が迅速に行われるとともに、被災者等の健康・避難生活環境を確実に確保することにより、関連死を最大限防ぐ	●要配慮者対策(*)【1-1,1-4】
		●防災人材の育成及び自主防災組織の強化(*)【1-1,1-3,1-4,1-5,1-6】
3	必要不可欠な行政機能を確保する	●消防団の充実強化及び消防力の整備充実【1-2】
		●津波避難体制の整備【1-3】
4	必要不可欠な情報通信機能・情報サービスを確保する	●町民等への災害情報の伝達(*)【1-3,1-4,1-5,1-6】
		●防災関連機関との連携強化(*)【1-1,1-2,1-3,1-4,1-5,1-6】
5	経済活動を機能不全に陥らせない	●非常用物資の備蓄【2-1】
		●上下水道施設の耐震化等(*)【2-1,2-7】
6	ライフライン、燃料供給関連施設、交通網等の被害を最小限に留めるとともに、早期に復旧させる	●緊急時にも信頼性の高い道路ネットワークの構築(*)【2-1,2-2,2-3,2-5】
		●緊急輸送路の防災・減災対策(*)【2-1,2-2,2-3,2-5】
7	制御不能な複合災害・二次災害を発生させない	●消防団の充実強化及び消防力の整備充実(*)【2-3】
		●防災人材の育成及び自主防災組織の強化(*)【2-3】
8	地域社会・経済が迅速かつ従前より強靱な姿で復興できる条件を整備する	●町民等への災害情報の伝達(*)【2-4】
		●要配慮者対策(*)【2-5,2-7】
9	必要不可欠な行政機能を確保する	●緊急輸送路の防災・減災対策(*)【3-1】
		●防災関連機関との連携強化(*)【3-1】
10	必要不可欠な情報通信機能・情報サービスを確保する	●消防団の充実強化及び消防力の整備充実(*)【3-2】
		●行政情報通信基盤・情報伝達体制の強化(*)【3-2】
11	経済活動を機能不全に陥らせない	●行政情報通信基盤・情報伝達体制の強化(*)【4-1,4-2,4-3】
		●町民等への災害情報の伝達(*)【4-1,4-3】
12	ライフライン、燃料供給関連施設、交通網等の被害を最小限に留めるとともに、早期に復旧させる	●防災人材の育成及び自主防災組織の強化(*)【4-2,4-3】
		●緊急時にも信頼性の高い道路ネットワークの構築(*)【5-1,5-2,5-3】
13	必要不可欠な行政機能を確保する	●緊急輸送路の防災・減災対策(*)【5-1,5-2,5-3】
		●上下水道施設の耐震化等(*)【6-1】
14	必要不可欠な情報通信機能・情報サービスを確保する	●緊急時にも信頼性の高い道路ネットワークの構築(*)【6-1,6-2】
		●緊急輸送路の防災・減災対策(*)【6-2】
15	経済活動を機能不全に陥らせない	●大雪に必要な除雪体制の確保【6-2,6-3】
		●総合的な治水対策【6-4】
16	必要不可欠な行政機能を確保する	●消防団の充実強化及び消防力の整備充実(*)【7-1】
		●防災人材の育成及び自主防災組織の強化(*)【7-1】
17	必要不可欠な情報通信機能・情報サービスを確保する	●総合的な土砂災害対策【7-2,7-4】
		●災害廃棄物対策【8-1】
18	地域社会・経済が迅速かつ従前より強靱な姿で復興できる条件を整備する	●町民一人ひとりの災害対応能力・自助力及び共助力の向上【8-2】
		●応急仮設施設の迅速な供給【8-4】

(*)重複する施策